

**i** 税務課資産税係からのお知らせ

**固定資産税の減免制度について**

①生活保護等の受給者。②公益のために直接専用する固定資産（有料で使用するものを除く）。  
③市の全部又は一部にわたる災害等により著しく価値を減じた固定資産。  
減免を受ける場合、**納期限の7日前までに**、その事由を証明する書類等を添付して提出しなければなりません。  
減免の適用範囲等、詳しくは下記あて、ご連絡ください。

**固定資産（土地）の評価について**

固定資産（土地）は、現況の地目によって評価、課税されます。  
登記簿記載地目が畑や原野で記載されている場合でも、1月1日時点での使用状況に応じた地目で判断されます。  
例えば、畑を耕作放棄地で畑としての利用状況がない場合、または、更地、駐車場、資材置場等で使用している場合は、雑種地（宅地比準）として地目認定され、評価額、固定資産税額が急激に上昇する場合があります。

☎ 税務課 資産税係 ☎ 72-3751

**i** 法務局からのお知らせ

**令和6年4月1日から  
相続登記の申請が義務化されます！**

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます（※正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科される場合があります。）。

所有者が亡くなったのに相続登記がされないために、登記簿を見ても持ち主が分からず、公共事業や災害の復旧・復興事業が円滑に進まず、民間取引も進められないといった問題が生じています。

そこで、所有者不明土地問題を解決するため、相続登記の義務化や相続土地国庫帰属制度など、様々な制度がスタートします。

詳しくは、那覇地方法務局宮古島支局にお問い合わせください。

☎ 那覇地方法務局宮古島支局  
☎ 0980-72-2639



**i** 税務課資産税調査係からのお知らせ

**相続人代表者指定届について**

賦課期日（1月1日）以降に所有者の方が亡くなられた場合、税に関する書類を代表して受領する方を相続人の中から指定して頂くことができます（地方税法第9条の2）。  
相続人のうちのひとりに、「**相続人代表者指定届**（兼固定資産現所有者申告書）」を送付しますので、相続人にてご確認の上、ご提出をお願いいたします。

**固定資産現所有者申告について**

所有者の方が亡くなられた場合、固定資産現所有者（以下「相続人」といいます。）の方がその納税義務を承継することとなります（地方税法第9条）。  
相続人の把握のために、相続人のうちのひとりに、「（相続人代表者指定届兼）**固定資産現所有者申告書**」（同法第384条の3及び宮古島市条例第74条の3）を送付しますので、相続人にてご確認の上、ご提出をお願いいたします。

**固定資産の使用者課税について**

固定資産の所有者の存在が不明である場合、その使用者に対して固定資産税を課することができます（地方税法第343条第5項）。  
当該固定資産の使用者を確認するために、固定資産使用状況のご確認について、使用者又は関係者に情報提供をお願いすることがあります。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

**固定資産納税通知書及び納付書送付について**

所有者の方が亡くなられた場合、固定資産現所有者（以下「相続人」といいます。）の方がその納税義務を承継することとなります（地方税法第9条）。

本市が所有者の方の賦課期日までの死亡を知り、かつ、賦課期日までに不動産の相続登記が完了していない場合は、相続人全員に納税通知書を送付することとなります（地方税法第9条第4項）。

納付書につきましては、相続人代表者指定届にて届出があった代表者又は本市で定めた相続人に同封しますので、相続人にてご確認の上納付をお願いいたします。

なお、本市の相続人調査状況により、相続人のうちの一部の方への送付（納期限2期（7月31日）以降での送付含む。）となる場合がありますので、ご了承ください。

☎ 税務課 資産税調査係 ☎ 72-3751  
（内線 2448、2451）

**i** 宮古島市難病患者等に係る  
渡航費等の一部助成等のお知らせ

★新たに助成対象が増えました！！  
（令和5年4月1日以降の渡航分より）

- ・難治性てんかんと診断された方
- ・航空機内でのストレッチャー及び酸素ボンベの使用料

詳しくは市役所健康増進課までお問い合わせ下さい（市のHPもご覧ください。）

☎ 健康増進課 医療予防支援係 ☎ 73-1978

**i** 令和5年度個別がん検診のお知らせ

令和5年度より、個別医療機関でがん検診及び婦人がん検診が4月1日から受診することができます。受診券が届く前でも受診できますので、ご自分の健康のためにも年に一度は検診を受けましょう！  
詳しい内容につきましては、健康増進課 健づくり係またはホームページをご覧ください。

☎ 健康増進課 健康づくり係 ☎ 73-1978

**i** 多胎妊婦さんへ  
（双子や三つ子のBaby妊娠中）

■対象者：宮古島市に住居票があり、令和5年4月1日以降に妊婦健診検査を受診する多胎妊婦。

■内容：母子（親子）健康手帳の交付時に、14回の受診票と併せて「多胎妊婦用」の5回分追加で交付します。

すでに、母子（親子）健康手帳の交付を受け令和5年4月1日以降に妊婦健診を受診される方も対象となります。対象の方へは、受診票を自宅へ郵送します。追加の受診票：9-1回目、9-3回目、9-5回目9-7回目、9-8回目

■使い方：15回目以降の妊婦健康検査受診時に『宮古島市多胎追加分』と押印されている受診票をお使いください。

■注意事項

1. 各受診票の助成額を超えた場合の超過分は、自己負担となります。
2. 余った受診票は現金への換金はできません。
3. 交付を受けた妊婦ご本人以外の使用はできません。
4. 宮古島市から転出された場合は、検診費用の助成が出来ません。転出先の市町村にお問い合わせください。

☎ 家庭保健課 母子保健係 ☎ 73-4572



-MIYAKOJIMA CITY INFORMATION-

**納税のお知らせ**

納期限：5月31日（水）

- ・固定資産税1期
- ▶納税課 収納管理係 ☎ 72-3751
- ・軽自動車税 全期
- ▶納税課 収納管理係 ☎ 72-3751



**相談コーナー**

**国民健康保険税 夜間納付窓口開設日時**

5月11日（木）、25日（木）

17時15分～18時45分

- ・場所：市役所1階 国民健康保険課
- ・お問合せ：国民健康保険課 ☎ 73-1973

**ふれあい総合相談支援センター**

- ・毎週 月～金（祝祭日除く）
- ・受付時間 8時30分～17時
- ・場所：社会福祉協議会 ☎ 72-3193



**無料人権相談**

- ・5月17日（水）13時半～16時  
場所：市役所1階 地域振興課
- ・5月23日（火）14時～16時  
場所：城辺公民館  
お問合せ：地域振興課 ☎ 73-4905

**女性相談室**

- ・毎週 月～金 9時～17時
- ・場所：市役所1階 児童家庭課 ☎ 73-1947

**消費者相談窓口**

- ・平日：10時～12時/13時～16時
- ・場所：市役所1階 地域振興課 ☎ 73-2695
- ・消費者ホットライン ☎ 188

**夜間「暮らしの無料消費者相談」**

- ・日時：5月10日（水）、24日（水）  
18時～20時 ※要予約
- ・場所：市役所1階 地域振興課
- ・お問合せ：地域振興課 生活安全係 ☎ 73-4905